

- 1 今回の司法試験法の改正で受験回数制限を5年5回に緩和することによって、司法試験の受験者数はどのように推移すると考えられるのか。【谷垣法務大臣】
- 2 司法試験の短答式試験科目を3科目に削減することによって、法学未修者にとっては合格しやすくなると考えているのか。【谷垣法務大臣】
- 3 受験回数制限の緩和について、改正法施行時に5年以内の者は5年に至るまで受験できることによって、既に5年3回のルールの中で3回受験した者が更に受験機会を与えられこととなるが、同時期に受験資格を取得しながら、まだ3回まで受験していない者との間で不平等が生じるのではないか。【谷垣法務大臣】
- 4 志願者数を増加させるための根本的な解決方策としては、司法試験の合格者数を減らすことと、法科大学院修了を司法試験の受験資格とする受験資格制限をやめることが必要であると考えるが、所見を問う。【谷垣法務大臣】
- 5 司法修習終了後の弁護士の就職状況の悪化や、若手弁護士の登録取消が増加している現状にかんがみれば、司法試験合格者数を減少させる目標を立てることは急務であるが、未だに結論が出ていない。政府におけるこれまでの検討状況に照らせば、もう結論を出す時期である。早急に結論を出し、司法試験合格者数についての目標を決めるべきではないか。【谷垣法務大臣】
- 6 現在の法科大学院は、司法制度改革で想定された当初の理念に沿った水準の教育ができていると考えているか。【西川文部科学副大臣】
- 7 法科大学院が当初の理念どおりの成果を上げていない現状において、法科大学院修了を司法試験の受験資格とする制度を維持するのはおかしいのではないか。【谷垣法務大臣、西川文部科学副大臣】

8 法曹としての質を確保するために、幅広い教育を受けさせることが必要なのであれば、法科大学院修了を司法試験受験資格とするのではなく、司法試験は誰でも受験できることとした上で、司法試験合格後に、質の高い法科大学院の教育を一定程度受けさせる制度とすれば良いのではないか。【谷垣法務大臣、西川文部科学副大臣】

9 平成26年度の法科大学院全体の定員が3809人であるのに対し、実入学者数は2272人、定員充足率は60%であり、定員と実入学者数が乖離していることから、更なる定員削減をすべきではないか。【西川文部科学副大臣】

10 現在の弁護士の就職難の状況等を前提に、司法試験の合格者数を1000人程度かそれ以下にすべきとの意見もあるが、今後、司法試験合格者数の目標が決まった場合には、その数を前提に修了者の7~8割が司法試験に合格するような人数となるように法科大学院全体の定員を定めていくのか。【西川文部科学副大臣】

11 法科大学院で司法試験に関する受験指導を行うことができることをより明確にすべきではないか。【西川文部科学副大臣】

12 法科大学院における司法試験に関する受験指導を実効性あるものとするため、実務家教員をより増やすべきではないか。【西川文部科学副大臣】